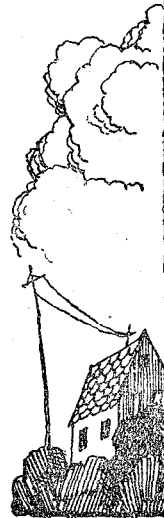


# 内務省特報



## ◎内務省告示第三百三十二號

市制等三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年四月一日ヨリ長崎縣南高來郡島原町、杉谷村、及安中村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ島原市ヲ置ク

昭和十五年三月二十六日 内務大臣

兒玉 秀雄

## ◎内務省告示第三百三十五號

國道ノ路線ヲ認定シ大正九年<sup>十二</sup>月 内務省告示第百二十五號中特二十九號ノ次ニ左ノ路線ヲ加フ

昭和十五年三月二十八日 内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

特三十號 東京府小笠原島父島扇村扇浦ヨリ袋澤村西海岸

ニ達スル路線

特三十一號 東京府小笠原島父島扇村扇浦ヨリ袋澤村南崎

ニ達スル路線

特三十二號 長崎縣下縣郡嚴原町ヨリ上縣郡豐崎村鱈浦ニ

達スル路線

特三十三號 長崎縣上縣郡仁田村仁田ヨリ佐須奈村佐護ニ

達スル路線

## ◎内務省告示第百九十六號

道路法等二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年四月十日 内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

路線名 區 間 工事終了ノ期日

一 號 神奈川縣足柄下部溫泉村地内 昭和十五年四月十日

五 號 青森縣東津輕郡新城村地内 同

ハ改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十五年四月十八日 内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

路線名 區 間 工事開始ノ期日

四 號 自青森縣東津輕郡西平内村 至同縣同郡野内村 昭和 四月

五 號 青森縣東津輕郡新城村地内 同

四 號 自岩手縣岩手郡御堂村 至同縣同郡沼宮内町 同

四 號 自岩手縣稗貫郡八幡村 至同縣同郡石鳥谷町 同

四 號 宮城縣柴田郡船岡村地内 同

五 號 福島縣信夫郡清水村地内 同

六 號 福島縣石城郡内郷村地内 同

五 號 自秋田縣秋田市保戸野表鐵砲町 至同縣同市大字泉 同

十 號 自山形縣鶴岡市寶町 至同縣同市大字道形 同

四 號 自栃木縣下都賀郡桑村 至同縣河内郡藥師寺村 同

九 號 自群馬縣勢多郡南橋村 至同縣同郡北橋村 同

四 號 埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町地内 同

五 號 自秋田縣雄勝郡院内町 至同縣同郡横堀町 同

六 號 福島縣石城郡内郷村地内 同

五 號 自秋田縣秋田市中島町至 同縣同市保戸野郡表鐵砲町 同

十 號 秋田縣秋田市中島町地内 同

二 號 自福島縣小倉市大字砂津 至同縣同市大字三萩郡 同

三 號 宮崎縣延岡市大字恒富地内 同

三十三號 自長崎縣佐世保市白南 風町至同縣同市戸尾町 同

◎内務省告示第二百三十號

國道二號及五號路線ノ一部ヲ變更シ大正九年ノ内務省告示

第二十八號中左ノ通改正ス

昭和十五年四月十七日 内務大臣伯爵 兒玉 秀雄

二號路線經過地中「福岡市」ノ次ニ「鴻洲町經由」ヲ加フ

五號路線經過中「秋田市(川尻經由)」トアルヲ「秋田市(川

尻、泉經由)」ニ改ム

◎内務省告示第二百四十四號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

十一號	自富山縣富山市五福 至同縣射水郡大江村	同	二號	岡山縣淺口郡玉島町地内	同
三十五號	自福井縣敦賀市大字三島 至同縣敦賀郡粟野村	同	二號	廣島縣安藝郡海田市町地内	同
八號	自山梨縣北都留郡巖村 至同縣同郡梁川村	同	二號	廣島縣廣島市仁保町地内	同
十號	自長野縣更科郡稻里村 至同縣長野市中御所	同	二十四號	自廣島縣佐伯郡小方村 至山口縣岩國市大字裝束	同
八號	岐阜縣不破郡關ヶ原町地内	同	二號	自愛媛縣新居郡神戶村 至同縣同郡橋村	同
十二號	自岐阜縣不破郡關ヶ原町 至同縣同郡玉村	同	二號	自福岡縣小倉市大字黃金町 至同縣同市大字到津本町	同
十二號	自愛知縣西春日井郡西枇杷島町 至同縣同郡清洲町	同	二號	自福岡縣福岡市瀉洲町 至同縣同市東本町	同
二號	自滋賀縣栗太郡治田村 至同縣同郡草津町	同	三號	自福岡縣築土郡推田町 至同縣同郡西角田村	同
十八號	自京都府船井郡園部町 至同府同郡竹野村	同	二十五號	自佐賀縣藤津郡鹽田町 至同縣同郡嬉野町	同
三十四號	自京都府鶴舞市下安久 至同府同市上安久	同	三十三號	自長崎縣佐世保市潮見町 至同縣同市白南風町	同
十五號	和歌山縣伊都郡山田村地内	同	二號	熊本縣下益城郡杉合村地内	同
十八號	自鳥取縣鳥取市立川町 至同縣同市吉方町	同	三號	自大分縣宇佐郡宇佐町 至同縣同郡北馬城村	同
十八號	自島根縣八束郡竹矢村 至同縣松江市雜賀町	同	三號	宮崎縣延岡市大字恒富地内	同
十九號	自島根縣松江市雜賀町 至同縣同市伊勢宮町	同	三號	自宮崎縣都城市郡元 至同縣同市川東	同
			三號	自鹿兒島縣始良郡加治木町 至同縣同郡帖佐村	同

一	號	自靜岡縣沼津市城内 至同縣富士郡岩松村	同
一	號	自靜岡縣庵原郡蒲原町 至同縣同郡興津町	同
一	號	自靜岡縣庵原郡袖師村 至同縣清水市辻	同
一	號	自愛知縣豐橋市下地町 至同縣名古屋市南區星崎町	同
二	號	自山口縣都濃郡久米村 至同縣吉敷郡小郡町	同
六	號	自千葉縣東葛飾郡松戸町 至茨城縣新治郡土浦町	同
九	號	自群馬縣利根郡新治村 至新潟縣南魚沼郡三國村	同
十五	號	自奈良縣高市郡八木町 至同縣北葛城郡浮孔村	同

◎褒賞下賜

富士航空計器株式會社

昭和十三年十一月東京市蒲田區内道路鋪裝及側溝設置工事  
費金二千五百圓寄附ス仍テ褒章條例ニ依リ之ヲ表彰セラル

松丸 末吉

外二名

昭和十三年六月東京市葛飾區内道路側溝設置工事費金一千

七百六十八圓寄附ス仍テ褒章條例ニ依リ之ヲ表彰セラル  
◎全國總務部長事務打合會と内相の訓示

全國總務部長事務打合會は六日午前九時から内務省にお  
いて開催、兒玉内相より訓示があつた後三好財政課長より  
今議會を通過し去る一日より施行された地方税制改正關係  
八法令の概要を説明し、次いで左の諸項目について協議を  
行ひ各總務部長より地方財政の實情を述べて新税制實施に  
關する本省の方針を質し午後四時散會した。

協 議 事 項

- 一、地方税制改正後の地方財政の運用等に關する件
- 一、地方税法の施行に關する件
- 一、地方分與税法の施行に關する件
- 一、地方税制改正の經過的措置に關する件
- 一、國費地方費負擔經費の是正に關する件

内務大臣の訓示

今次地方税制の主眼とするところは團體財政の基礎を確  
立して自治の格柢を培ひ又地方税負擔の均衡化を圖りて地

方更生の一端に資すると共に、併せて税制の簡易化を行ひて、地方團體及び地方住民の便宜を圖ることに存する。然しこの新制度が所期の目的を達すると否とは一にかゝつてこれが運用の當否にあり、萬一にも新税制の運用を誤りその長所を逆用して濫りに流れざるが如きことあるならば、獨り税制改正の目的を没却するばかりでなく、不測の禍害を招來することがないとも限らぬ。このことは特に訓令を發して注意を喚起したが極めて重要な事柄であり、この機會に重ねて諸君の覺悟と努力とを望む次第である。今回の改正税制により地方團體は概ねその財源を充實せられることゝなるが、團體財政の運用に當り特に財政經理の合理化によつて益々一般的經費の節約に努め、濫りに經費を膨脹せしめ再び負擔加重を繰返さずが如きことなきやう期するは勿論、現下の時局に鑑み事變の目的遂行に必要な物資資金及び努力の調整を一段と強化することの必要が極めて堅切なるものがあるので税制改正による團體財源の餘裕はこれを時局に緊要なる施設に振向けるのほかは擧げて將來の

財政力を強化するの方途に充てしむることを適當とするのである。又從來負擔加重乃至地方において改正税制の實施により負擔の輕減を受けるものに對してはよく時局を認識してその輕減額はこれを専ら國民貯蓄或は國債應募に振向けしめるやう適切なる指導を加へられたい。今や新中央政府成立し帝國はこれに對應して東亞新秩序建設の新段階に處するため軍備の諸施設に生産擴充にその他財政經濟の各般に互り益々舉國一致の體制を強化せねばならぬ。各位は深く意を茲に致され道府縣及び市町村の關係吏僚は勿論、廣く一般に對してもよく税制改正の趣旨を諒解せしめ自治振興地方更生の實を擧ぐるに格段の努力あらんことを望む

◎地方長官會議の開催

地方長官會議は來る五月一日招集翌二日より十日まで八日間開催されるが、その日程は左の如くである。

二日 首相、法相の訓示、參内 三日 全閣僚と懇談 四日 内相、遞相訓示、會議 六日 農相訓示會議 七日 文相、厚相訓示、會議 八日 外相、商相訓示、會議 九日 鐵相、拓相、陸海兩相訓示、會議 十日 藏相訓示、會議